

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成23年
2月22日
(火曜日)

目次

告示
道路の位置の指定(建築指導課)……………

公告
大規模小売店舗舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………

一 土地改良事業の工事の完了(農村整備課)……………

二 特定漁港漁場整備事業計画の縦覧(漁港漁場整備課)……………

三 雑報……………

三 県報の正誤(平成二十二年十一月二十六日山口県報の別冊)……………



山口県告示第八十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第一百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十三年二月二十二日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地 下松市瑞穂町二丁目八四九の一	幅員 (メートル) 四・二	延長 (メートル) 三三・六	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル) 一一八・〇〇
--------------------------	---------------------	----------------------	-------------------------------------

光市大字浅江字大蔵一六八六の四、一六八八の六の二〇地先

四・〇

二八・六

一一四・六三



(四三) 大規模小売店舗舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十三年二月二十二日から同年六月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済産業部商工振興課及び山口市小郡総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年二月二十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 AISTA新山口
所在地 山口市小郡下郷一三五七の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
中国S.C開発株式会社 広島市南区松原町二番三七号 久本 和彦
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 有限会社グルーヴィカトウ	変更後 山口市小郡上郷二二の九	変更後 山口市宮野下四五八の二
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	山口市小郡上郷二二の九	山口市小郡上郷二二の九	山口市宮野下四五八の二
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	加藤 玄吾	加藤 玄吾	後藤 誠

四 届出年月日

平成二十三年二月九日

五 変更年月日

平成二十一年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 AISTA新山口

所在地 山口市小郡下郷一三五七の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 代表者の氏名

中国SC開発株式会社 広島市南区松原町二番三七号

久本 和彦

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の住所	広島市南区松原町一番一号	広島市南区松原町二番三七号
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	伊藤 勝彦	久本 和彦

四 届出年月日

平成二十三年二月九日

五 変更年月日

平成二十二年四月一日

(四四) 土地改良事業の工事が完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成二十三年二月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の名称

県営長門大津地区中山間地域総合整備事業

二 事業の種類

用排水施設の改修

三 工事が完了の時期

平成十九年三月二十三日

一 事業の名称

二 県営長門大津地区中山間地域総合整備事業

事業の種類

農道の整備

三 工事が完了の時期

平成十九年三月二十三日

一 事業の名称

県営長門大津地区中山間地域総合整備事業

二 事業の種類

ため池の整備

三 工事が完了の時期

平成十九年七月九日

一 事業の名称

県営長門大津地区中山間地域総合整備事業(黒川換地区)

二 事業の種類

ほ場の整備

三 工事が完了の時期

平成十五年十二月十日

一 事業の名称

県営長門大津地区中山間地域総合整備事業(渋木西上換地区)

二 事業の種類

ほ場の整備

三 工事が完了の時期

平成十七年二月二十三日

一 事業の名称

県営長門大津地区中山間地域総合整備事業(渋木西中換地区)

二 事業の種類

ほ場の整備

三 工事完了の時期
平成十七年二月二十三日

一 事業の名称

県首長門大津地区中山間地域総合整備事業(渋木西下換地区)

二 事業の種類

ほ場の整備

三 工事完了の時期

平成十七年二月二十三日

(四五) 特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧

漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第十七条第一項の規定により、地区特定漁港漁場整備事業計画を定めたので、同条第四項の規定により、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年二月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧の期間

平成二十三年二月二十二日から同年三月十四日まで

二 縦覧の場所

山口県農林水産部漁港漁場整備課及び山口県秋水産事務所



正 誤

平成二十二年十一月二十六日山口県報の別冊

ページ

一五一

冊

(2) 支出総額 32,385
(3) 翌年繰越額 5,266

2 収入・支出の内訳
(1) 収入の内訳

ア 寄附

(イ) 寄附(内訳別掲)

ア 個人からの寄附

小 計

寄附合計

計

【寄附の内訳】

(イ) 個人からの寄附

(寄附者の氏名)

その他

(2) 支出の内訳

ア 經常経費

(イ) 備品・消耗品費

小 計

イ 政治活動費

(イ) 組織活動費

(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費

ア 機関紙誌の発行事業費

小 計

合 計

正

(2) 支出総額 32,415

(3) 翌年繰越額 5,236

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(イ) 寄附(内訳別掲)

ア 個人からの寄附

小 計

寄附合計

計

【寄附の内訳】

(イ) 個人からの寄附

(寄附者の氏名)

その他

(住 所) (金額)

34,000

4,585

4,585

4,585

7,800

20,000

20,000

27,800

32,385

32,415

5,236

34,000

34,000

34,000

34,000

34,000

34,000

34,000

34,000

34,000

34,000

34,000

34,000

34,000

34,000

34,000

34,000

平成二十三年二月二十二日発行

発行所

山口県知事庁

(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	
イ 備品・消耗品費	4,615 ⁰⁰
小 計	4,615 ⁰⁰
イ 政治活動費	
(イ) 組織活動費	7,800
(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費	20,000
a 機関紙誌の発行事業費	20,000
小 計	27,800 ⁰⁰
合 計	32,415 ⁰⁰